

## 令和3年第1回港区議会定例会追加提出案件（概要）

### 議案第24号

#### 港区国民健康保険条例の一部を改正する条例

本案は、国民健康保険の保険料率等を改定するとともに、「国民健康保険法施行令」の一部改正に伴い基礎賦課額等の所得割額の算定方法等を改めるほか、条例で引用している「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の一部改正に伴い規定を整備するものです。

#### ○ 内 容

##### （1）保険料率等の改定

現 行	改正案	増 減
・ 所得割 （医療分） 100 分の 7.14 （支援金分）100 分の 2.29 （介護分） 100 分の 1.46	・ 所得割 （医療分） 100 分の 7.13 （支援金分）100 分の 2.41 （介護分） 100 分の 2.13	$\Delta 0.01$ 0.12 0.67
・ 均等割 （医療分） 3 万 9,900 円 （支援金分）1 万 2,900 円 （介護分） 1 万 5,600 円	・ 均等割 （医療分） 3 万 8,800 円 （支援金分）1 万 3,200 円 （介護分） 1 万 7,000 円	$\Delta 1,100$ 円 300 円 1,400 円

※医療分とは、病気やけがをした際の診療費等の財源に充てるものをいいます。

※支援金分とは、後期高齢者医療制度の給付の財源に充てるものをいいます。

※介護分とは、介護サービスの財源に充てるものをいいます。

（2）基礎賦課額等の所得割額の算定に当たり、低未利用土地等に係る租税特別措置法の特別控除の適用がある場合は、当該特別控除の額を所得割額の算定に係る長期譲渡所得の金額から控除すること等を行います。

（3）傷病手当金の支給に係る新型コロナウイルス感染症の定義を改めます。

○ 施行期日 令和3年4月1日。ただし、（3）については、公布の日